

1 月定例美祢市教育委員会会議

(議 案)

議案第 1 号

美祿市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

美祿市立小中学校の通学区域に関する規則（平成20年美祿市教育委員会規則第14号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年 1 月31日提出

美祿市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祿市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

美祿市立小中学校の通学区域に関する規則（平成20年美祿市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 東厚小学校の項及び川東小学校の項を削り、同表厚保小学校の項を次のように改める。

厚保小学校	山ヶ峠、長谷、上中村、中村、天子、西の浴、横坂下、横坂上、奥畑、金山、僧都、岩ヶ河内、持田、大向上、大向下、江の河原、小杉、植松 1 区、植松 2 区、柳井川、熊の倉 1 区、熊の倉 2 区、杵ヶ瀬、熊の倉、坂本 1 区、坂本 2 区、千歳、大村、土器、本郷東、本郷西、本久、沓野 1 区、沓野 2 区、梅香、中原、原、大日、駒ヶ坪、深土、長尾、平沼田
-------	--

別表第 2 厚保中学校の項を次のように改める。

厚保中学校	厚保小学校 通学区域
-------	------------

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。